

京 都 大 学 研 修 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第5条 } (略)</p> <p>2・3 }</p> <p>4 既納の研修料その他の費用は、返還しない。</p> <p>(中 略)</p> <p>第11条 本学以外の国立大学(国立大学法人法(平成15年法律第112号)別表第1の第2欄に掲げる大学をいう。以下同じ。)又は国立高等専門学校(独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成15年法律第113号)第12条の規定により設置されるものをいう。以下同じ。)の教員(国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号)の適用を受ける教員に相当するものをいう。以下同じ。)で、教授研究能力を向上させることを目的として、部局において、指導教員の指導のもとに研修を志望する者があるときは、当該所属する国立大学又は国立高等専門学校(以下「国立大学等」という。)の長からの依頼に基づき、内地研究員として、当該部局の長が受入を許可する。</p> <p>2 部局の長は、受入を許可したときは、速やかに総長に報告するものとする。</p> <p>3 本学の教員が、前項の目的により、本学以外の国立大学等で研究に従事することを志望するときは、当該部局の長は、あらかじめ受入機関の長の承諾を得て、許可する。</p> <p>(中 略)</p> <p>第16条 <u>財団法人</u>日中医学協会(以下「協会」という。)が、中華人民共和国における保健医療に従事する人材の養成に資するため同国から研修生を招致する場合において、本学に対し当該研修員に係る研修の実施依頼があるときは、協会の理事長からの申請に基づき、中国医学研修生として、当該部局の長が受入を許可する。</p> <p>(中 略)</p> <p>第19条 研究員等に対しては、入学料を徴収しない。</p> <p>2 研究員等(日本学術振興会特別研究員を除く。)は、別表第2に定める研修料又は研究料を納付しなければならない。</p> <p>3 前項の研修料又は研究料は、<u>委託者</u>が研修期間に係る全額を前納しなければならない。</p> <p>(中 略)</p>	<p>第5条 } (同 左)</p> <p>2・3 }</p> <p>第5条の2 既納の<u>入学料</u>、研修料その他の費用は、返還しない。</p> <p>第11条 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 本学の教員が、<u>第1項</u>の目的により、本学以外の国立大学等で研究に従事することを志望するときは、当該部局の長は、あらかじめ受入機関の長の承諾を得て、許可する。</p> <p>第16条 <u>公益財団法人</u>日中医学協会(以下「協会」という。)が、中華人民共和国における保健医療に従事する人材の養成に資するため同国から研修生を招致する場合において、本学に対し当該研修員に係る研修の実施依頼があるときは、協会の理事長からの申請に基づき、中国医学研修生として、当該部局の長が受入を許可する。</p> <p>第19条 (同 左)</p> <p>2 研究員等(日本学術振興会特別研究員を除く。<u>次項</u>において同じ。)は、別表第2に定める研修料又は研究料を納付しなければならない。</p> <p>3 前項の研修料又は研究料は、<u>研究員等の研修を依頼する者</u>が研修期間に係る全額を前納しなければならない。</p> <p>附 則 この規程は、令和2年1月16日から施行する。</p>

改正前		改正後		
別表第1 (略)		別表第1 (同左)		
別表第2 研究員等の研修料・研究料		別表第2 研究員等の研修料・研究料		
区分		区分		
(略)		(同左)		
受託研究員	一般	(略)	(同左)	
	農林水産省 国内留学研究員			
	農林水産省 流動研究員			
	農林水産省 改良普及員			6月以内： 291,700円
	農林水産省 専門技術員等			3月以内： 145,900円
(略)		(同左)		
備考 (略)		備考 (同左)		